

令和6年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会議事録

○大島生活衛生課長

これより、令和6年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は神奈川県食の安全・安心推進会議幹事会で幹事長を務めております生活衛生課長の大島です。全体の進行役を務めますので、よろしく願いいたします。委員の皆様におかれましては、日頃より本県の食の安全・安心の推進に御協力を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

昨年11月に開催しました第1回審議会では、第6次の「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」の素案について、御審議いただきました。その後、実施したパブリック・コメントの結果を踏まえて、本日は、指針案をお示しすることとしております。併せて、新たな指針に基づく令和7年度の「食の安全・安心行動計画」の案もお示しいたします。また、「食の安全・安心」ホームページのリニューアルを行いましたので、御報告させていただきます。委員の皆様におかれましては、ぜひ忌憚のない御意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

本日は、委員の皆様方のお席にはマイクを設置しております。マイクは声に反応して自動でスイッチが入りますので、ボタンを押さずにそのままの状態、マイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。

神奈川県食の安全・安心審議会規則第5条第2項により、本審議会の定足数は過半数となっております。本日は16名の委員の皆様のうち、現在13名の方々に御出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることを報告します。

なお、磯崎委員、鶴飼委員、由良委員から本日、所用により御欠席の連絡をいただいております。

下島委員、萩原委員、矢野委員は、改選後、今回が初めての審議会ですので、順番に御紹介させていただきます。恐れ入りますが、お名前が呼ばれましたら一言ずつ、ごあいさつを頂けますでしょうか。東洋大学の下島委員です。

○下島委員

東洋大学の下島です。普段は食品衛生学等を教えております。専門は食中毒細菌です。よろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

公募委員の萩原委員です。

○萩原委員

萩原と申します。神奈川県に住んでいて、ぜひこういった活動に少しでも参加したいということで、長年事業者の立場で食に携わってきましたが、公募委員として参加いたしました。よろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

特定非営利活動法人 神奈川県消費者の会連絡会の矢野委員です。

○矢野委員

皆様、こんにちは。矢野と申します。食の安全・安心に関する貴重な場ですので、しっかりと議論したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

本日の会議は県の「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき、会議及び会議記録については公開となっておりますので、御了承ください。

次に、資料の確認をお願いします。

○生活衛生課 國友グループリーダー

生活衛生課食品衛生グループの國友と申します。よろしくお願いいたします。

本日の資料ですが、御検討いただくため、1月30日付けで委員の皆様事前に同じものをお送りしております。

まず、次第になります。裏面に審議会委員の名簿が載っております。続きまして、資料1「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第6次）（案）」、資料2「かながわ食の安全・安心行動計画（令和7年度版）（案）」、資料3「リニューアルした「かながわの食の安全・安心」ホームページについて」です。他に参考資料として、参考資料1「「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（第6次）素案に関するパブリック・コメントの状況について」、参考資料2「「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（第6次）素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方」、参考資料3「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第5次）」、参考資料4「かながわ食の安全・安心行動計画（令和6年度版）12月末時点実施結果」、最後に、参考資料5「神奈川県食の安全・安心審議会規則及び審議会傍聴要領」となります。また、事前にお送りしていない資料といたしまして、机の上に座席表と、前回の第5次指針策定時の答申書（写）を置かせていただいております。以上になります。

○大島生活衛生課長

資料に不足しているものなどはありませんでしょうか。それではこれ以降の進行につきましては、木村会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木村会長

それでは、お手元に配付してあります会議次第に基づき、議事を進めてまいります。

本日の進行ですが、まず、議題「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第6次）（案）について」を事務局から説明いただき、その後、委員の皆様から御意見をいただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

はじめに、第6次指針素案のパブリック・コメントの実施状況について、御報告いたします。参考資料1をご覧ください。

第1回審議会において、第6次指針素案を委員の皆様にお示しし、貴重な御意見をいただきましたが、指針の文面を変更修正するものではありませんでしたので、誤記修正だけ行ったものを、パブリック・コメントに供しました。意見募集は、令和6年12月17日から令和7年1月15日までの約1カ月間、実施しました。県ホームページへの掲載や県各機関の窓口での閲覧以外に、前回と同様に県内の各市町村に御協力いただき、窓口で閲覧できるようにしました。また、関係する約50の団体あてに御案内を差し上げました。期間中、15件の御意見を頂きまして、内訳としては、施策の方向に沿った取組に関するものが10件、施策の推進体制に関するものが1件、用語集に関するものが4件でした。そのうち8件の意見について、指針案に反映させました。残りの7件は、御質問等でした。

主な御意見としては、緊急時の対応において、「食品による重大な健康被害が生じ」とあるが、器具や容器包装等による健康被害も起こり得るので、それらも含めた表現の方がよいというものでした。また、主な質問では、流通食品等の安全性が確保されていることを抜き取り検査等によって確認するとあるが、「抜き取り検査等」の「等」は何を指しているのかというものでした。なお、本パブリック・コメントの実施結果は、3月末の第6次指針の公表に併せて、ホームページにて公表する予定です。

続きまして、参考資料2をご覧ください。いただいた御意見とそれに対する県の考え方について、まとめた資料になります。一覧表の中で、整理番号1、3、4、5、9、12、14については、文言の整理や、表現方法、誤記に関する御意見でした。それぞれ御意見を踏まえて反映させておりますので、個々の説明は省かせていただきます。

それでは、資料1「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第6次）（案）」をご覧ください。資料の中で、パブリック・コメントを経て、素案から変更したところは、見やすいようにマーカーを引いて、斜体見え消しにしてあります。なお、下線を引いてあるところは、第5次指針からの変更箇所になりまして、第1回審議会で御説明したところになります。

では、素案から変更した箇所について、パブコメ意見と併せて順番に御説明しますので、参考資料2を併せてご覧ください。1ページの「Ⅰ これまでの県の取組」と、1ページから2ページにかけての「Ⅱ 改定の趣旨」、3ページから5ページにかけての「Ⅲ 基本的事項」について、素案からの変更はございません。

6ページからは、「Ⅳ 施策の方向に沿った取組」についての記載になります。「1 生産者等における自主管理の促進」について、素案からの変更はございません。7ページの「2 生産者等に対する指導等の実施」について、パブコメ意見を反映してリード文中の「等」を削除しましたが、他に変更はございません。

8ページの「3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」、9ページの「4 遺伝子組換え作物との交雑等の防止」について、素案から変更した箇所はございません。

続きまして、10ページの「5 食品営業者等における自主管理の促進」について、パブコメで意見を2件、質問を1件いただきました。まず、整理番号2ですが、タイトルを「HACCPに沿った衛生管理の定着促進」としないのはなぜかという質問です。これについては、本取組の中には、HACCPに関する事項の他に、食品衛生に係る知識の習得や製品の自主検査の実施など、食品営業者等が自主的に取り組む様々な事項も含まれるため、「食品営業者等における自主管理の促進」というタイトルにしております。他の御意見2件については、それぞれ意見を反映して修正しました。

続いて、11ページから12ページの「6 食品営業者等に対する監視指導等の実施」について、意

見を1件、質問を2件いただきました。御意見は、反映させました。次に質問ですが、整理番号6になります。12ページの取組内容(6)に記載のある「抜き取り検査等」の「等」が何を指しているのかという御質問です。具体的に取り組んでいる事業については、この後、御説明する行動計画の中に記載していますが、製造所や販売店からの無償で検体を抜き取って行う検査以外に、本来、含有してはならない医薬品成分を含有する「いわゆる健康食品」を排除するために、実際に販売されている製品を買い上げて行う検査も実施していますので、「抜き取り検査等」と表現しています。次に、整理番号7の質問です。取組内容(7)の県内に流通する加工食品等の放射性物質の検査について、最後の一文に「製造者等に対して適正管理に係る指導を実施します。」とあるが、何を指導するのかという御質問です。こちらは使用する原材料などの適正管理について指導を行います。

続いて、13ページの「7 製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」について、整理番号8です。取組内容(5)の食品衛生に関する調査研究について、柔軟剤などの香りによる被害調査と注意喚起をお願いしたいとの意見ですが、これは本指針で扱う範囲ではありませんので、本県の化学物質過敏症に関する取組について回答しています。

次に、14ページから15ページの「8 食品表示の適正の確保の推進」について、いただいた意見を反映して食品関連の文字を追加しましたが、他に変更はございません。

16ページから19ページはリスクコミュニケーションの取組について、御質問を1件いただいております。整理番号10になります。16ページのリード文の最後の一文に「また、緊急時には、県民及び食品関連事業者の皆さんに食品の安全性等に関する情報を正しく理解いただくため、必要な情報を迅速かつ的確に情報提供します。」とあるが、具体的にはどのように情報提供を実施するのかという御質問です。紅麹サブリによる健康被害の際にも対応しましたが、緊急時には、まず、広く早く情報を伝えるために県ホームページに迅速に情報を掲載します。また、Xへの投稿と、関係各団体あて通知の発出等必要な対応を行います。

続いて、20ページから23ページは、「V 施策の推進体制」について、御意見を1件いただきました。整理番号11になりますが、21ページの中頃、関係機関等との連携の(2)緊急時の対応について、冒頭に「食品による重大な健康被害が生じ」とあるが、器具や容器包装等による健康被害も起こり得るので、それらも含めた表現の方がよいとの御意見でしたので、御意見を踏まえて「食品等による重大な健康被害が生じ」と修正しました。

最後に、巻末の用語集に関して意見2件、質問2件いただきました。意見はそれぞれ反映させて修正しました。整理番号13と15は、29ページの一番下、BSEの解説の欄についての御質問です。まず、6行目に「日本でも平成13年9月以降、平成21年1月までの間に36頭の感染牛が発見されました。」とあるが、終期を年末あるいは年度末としないのはなぜかという御質問をいただいておりますが、日本国内でのBSEの最後の発生が、平成21年1月であるため、この記載としています。また、同じ欄の最後の一文について、「日本では、平成22年(2010年)以降、BSEは確認されていません。」ではなく、「日本では、平成15年(2003年)以降に出生した牛からは、BSEは確認されていません。」と記載しているのはなぜかという御質問です。どちらの表現も間違いではありませんが、本用語集では、厚生労働省ホームページでの文言に揃えた表現にしています。以上が、指針案の御説明になります。

○木村会長

ありがとうございました。

前回の審議会において、指針の策定に向けて諮問が出ておりますので、答申に向けて、本日の会議で審議を尽くしたいと思います。

それでは、今、事務局から説明いただいた、指針の案について、審議会から意見を述べたいと思います。発言をお願いしたいのですが、資料の名称と該当ページ数を明確にしてから御発言いただけますでしょうか。よろしくお願いします。では萩原委員どうぞ。

○萩原委員

パブコメを取りまとめてくださって、ありがとうございました。パブコメの内容を拝見して、様々な視点から意見があるなとつくづく思いました。一つだけ、食品事業者における自主管理の促進と定着に関して、パブコメでは、「なぜ、HACCP に沿った衛生管理の定着ではなく、HACCP に沿った衛生管理の推進としたのか」という趣旨の意見が寄せられ、県の考え方として、自主管理は HACCP に関する事項の他、食品衛生に係る知識の習得や製品等の自主検査の実施なども含んでおり、促進という言葉が適切と判断した旨、説明がありました。勿論、理解できる内容であり、単なる言葉の問題かもしれませんが、業種によって、HACCP に沿った衛生管理に関する意識のレベルや定着の度合いにはかなり差があると思うので、ぜひ令和7年度版の取組では、HACCP に沿った衛生管理の定着にこだわり、よりレベルアップが必要な業種に焦点を当てて、取組を進めていただければと思います。

○木村会長

質問ではなく、この助言に対して何か、事務局からありますでしょうか。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

HACCP を導入して終わりではなくて、その都度その都度アップデートしていくことが大切だと思いますので、いただいた御意見を参考に監視指導にあたりたいと思います。

○木村会長

ありがとうございました。下島委員お願いします。

○下島委員

機能性表示食品の届出者等に対する指導についての内容が盛り込まれていますが、これらの食品の製造所は県域内にもあるのでしょうか。また、錠剤・カプセル剤等の機能性表示食品については GMP に基づく製造管理が規定されましたが、このことについて県域内製造所への対応があれば教えてください。

○生活衛生課監視指導グループ 北條グループリーダー

機能性表示食品等の製造所は、数は多くないですが県域内に数件あります。それらの製造所の中には錠剤・カプセル状等の食品を製造しているところもありますが、これらの製造所における GMP に基づく製造管理体制の確認については、当面の間は消費者庁が行うことになっています。将来的には自治体が対応することも想定しているとのことなので、国からの要請等があれば適宜対応できるよう

にしていきたいと考えています。

○下島委員

ありがとうございます。機能性表示食品の様々な事例をうけて、営業者に対して情報提供を指導するといったことが記載されておりましたけれども、製造者に対してどのような対応が行われるかと思いいました。製造所の監視はしばらく国が主導して行うということで理解しました。ありがとうございました。

○木村会長

それでは、矢野委員お願いします。

○矢野委員

1点は専門的なことですが、神奈川県では誰ひとり取り残されることのない行政を標榜しています。この時期には色々なところから指針が出て、関係者も私たちもすごく努力して作り上げております。しかし、食の安全・安心というテーマは県民すべてに関わりのあるテーマで、この指針をどのように広報するのか。色々な意見を挙げた方が、自分の意見が活かされているということがわかると、県は意見が欲しいということがアピールになる。具体的な質問として、意見を挙げた人に、あなたはどのように意見を募集していることを知ったのかという検証を行っていますか。

もう1点は、神奈川県は消費者行政が非常に元気な時代もありましたが、色々なところで、さきほど御説明もありましたように、事業者ではなく、何かあったら消費者と懇談しながら、問題解決にむけて進めていきますとありましたが、現実には昨年1年間消費者団体とどのような懇談の場がありましたか。

○木村会長

それでは、一つ一つお答えいただければと思います。今回の指針を県民にどのように広報していくかと今回いただいた意見に対してどのようにフィードバックをするかというお話ですか。

○矢野委員

例年、色々なことで意見募集をしていると思いますけれども、前に意見募集をしたときは、意見の数、意見をした人の属性、どのような人がどういった意見を挙げているのか分析・検証をしっかりしてほしいということです。

○木村会長

今回のパブリック・コメントを含めてですが、県民の皆さんに意見募集をするとき、どのように行き渡らせて、かつ、どのようにフィードバックさせようとしているか、また、反映させようとして分析・検証しているか。ということですがいかかでしょうか。

○生活衛生課 石川課長代理

まず1点目のフィードバックに関しましては、本日ご説明させていただきますが、ホームページを

改修いたしました。今回の指針だけでなく、食の安全・安心といった広いテーマの中で県民の皆様に周知することが大切だと考えております。ホームページの改修により、まず、県民の皆様に興味を持っていただこうとしております。検証につきましてはアンケートを定期的に行っておりますので、改善できるところにつきましては、改善していこうと考えております。

○木村会長

矢野委員いかかでしょうか。

○矢野委員

事前に資料いただいておりますので、ホームページについても精査いたしましたけれども、ホームページは全ての県民の皆さんがアクセスできるわけではないです。何百万もかけて作れば見た目のよいものが作れますが、お金をかけずとも、よく作れているケースも存じておりますので努力していただきたいなと思います。あとやはり、ホームページは動きがある方がいいということで、少しでも壁の花のようになってしまうといけないので、常に斬新さも必要と思っております。そのあたりについては、みなさんの方がプロだと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

○木村会長

質問の部分についてはお答えいただいたというところで、2つ目は昨年度に消費者団体と県がどれくらい懇談の場があったかということですがいかかでしょうか。お答えいただけますか。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

例年2月頃に、食品衛生法に基づく監視指導計画のパブリック・コメントの時期にあわせまして、来年度の監視指導計画と食の安全・安心行動計画について、消費者団体の勉強会に呼んでいただいて、意見交換を行っております。昨年度は、神奈川県消費者団体連絡会と神奈川県生活協同組合連合会の勉強会に参加し、意見交換しました。

○矢野委員

一定の理解を示しますが、神奈川県には色々な消費者団体がありまして、色々な活動をしており、色々な見方がありますから、色々な切り口の意見があると思います。例えば、かつてはそれぞれの消費者団体を一同に集めた勉強会がありましたが、今後できるだけ広く、できるところから始めていただけるとよいと思います。どうしても今おっしゃったところは大きな団体になります。本当に小さな団体もあります。高齢化によって思うように活動ができていないところもあるので、そういうところの活動も踏まえて、ぜひお考えいただければと思います。

○木村会長

今の意見に対して、何かございますか。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

色々な消費者団体があるということは存じております。パブリック・コメントにつきましては、関

連する約 50 の団体あてに、資料を印刷したものを郵送させていただいております。そちらの機会をとらえて、今後とも御意見をいただければと思います。

○木村会長

どうもありがとうございました。橋本委員お願いします。

○橋本委員

お願いですけれども、この4月から大阪万博が、2027年には国際園芸博覧会といったように、国際的なイベントが今後行われていく中で、国際的なイベントには食品調達コードが示されています。その中で、神奈川県内の農業、畜産、漁業について、国際イベントに対応できるような安全で安心な原材料を提供するという意味で、GAP、農場 HACCP といった取組を、県としても推進してほしいと思います。

○木村会長

国際イベントに向けて、様々な食の安全の取組を推進してほしいとのことでしたが、よろしいでしょうか。事務局からコメントございますか。

○瀧埜農業振興課長

GAP については、今後も引き続き、取組を行っていきたいと考えております。

○木村会長

ありがとうございました。高本委員どうぞ。

○高本委員

御説明ありがとうございました。非常によいものができていると思います。指針について、食の安全・安心を取り巻く情勢の変化が生じた場合は、見直すとなっていますが、この見直しというのはどういうものをイメージしているのか。見直すときの流れ等のお考えがあれば教えてください。

○木村会長

これについて、いかがでしょうか。資料1の3ページの指針の期間ですね。「設定期間内であっても見直すこととします。」の部分について、どういうときに見直すのかということですね。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

今、わかっている知見以外の新しい何かによって危害が発生したといった、想定していないものに対する対応ということで、書いております。

○高本委員

御説明ありがとうございました。コロナとか色々あったと思うのですが、それで見直したということはありませんか。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー
コロナでは、見直しは特にはございませんでした。

○高本委員
過去に何か見直したことはありますか。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー
過去に指針の見直しを行ったことはございますが、手元に資料を持ち合わせていないため、議事録でお答えさせていただきます。

<生活衛生課からの回答>

平成 22 年 3 月 30 日に「神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例」が公布され、平成 23 年 1 月 1 日に施行となることから、「遺伝子組換え作物の交雑の防止等」の取組について、その根拠を「神奈川県遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン」から「神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例」に変更するため、平成 23 年 1 月に第 1 次指針の一部変更をしております。

また、薬事法から医薬品医療機器等法への法律名の変更及び食品表示法の制定により、平成 26 年 11 月と平成 27 年 4 月に第 2 次指針を一部改正しています。

さらに、特定原材料に準ずるものへの「アーモンド」の追加と、食品衛生法施行規則改正により食品衛生責任者が規定されたことから、令和元年 9 月に第 4 次指針の用語集を一部改正しています。

○高本委員
今まで経験したことがないようなことが起きたときに見直すということで、そのために、記載しているということによろしいでしょうか。

○大島生活衛生課長
基本的な考え方としましては、指針の根拠となっている関係法令に大きく改正があった場合ですとか、今委員がおっしゃったように食の安全・安心に関する事態ですとか、例えば第 2 次指針の改定時には、東日本大震災で原発事故があり、放射性物質対策というものを重点的に進めなければならぬということで、改定に合わせて盛り込みました。指針の設定期間中であった場合は、重点的に取り組むものとして、指針を変更して盛り込むこともあります。

○木村会長
ありがとうございます。指針の期間が 5 年間ということで長くなりますので、そういった変化があれば、変更するというように対応するものと理解しております。よろしく申し上げます。それでは、他に何かありますか。吉川委員お願いします。

○吉川委員
要望です。リスクコミュニケーションの項目があるのですけれども、全体的に県から、消費者への

一方通行的な周知徹底が主になっているように思います。例えばホームページの改修ですとか。本来リスクコミュニケーションの概念は消費者だけでなく、事業者や学識経験者といった、それぞれの立場で理解し合う場があった方がいいのではないかと思います。第6次指針の期間は長いですが、その間に対面形式で行う場を県主体で行うということもいいのではないかと思います。

○木村会長

今の要望についていかがでしょうか。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

指針案では16ページから19ページになりますが、リスクコミュニケーションの取組としては、大きく2つありまして、「情報の共有化の推進」と「関係者による意見交換の推進」があります。意見交換の場として、「かながわ食の安全・安心のキャラバン」という取組を行っておりまして、県民の関心の高い事項をテーマに選んで、意見交換を行っておりますので、今いただいた御意見も参考にさせていただきます。

○木村会長

ありがとうございました。太田委員どうぞ。

○太田委員

11ページの食品営業者等に関する監視指導等の実施について、テイクアウトやデリバリー、ネットスーパーなど、最近増えている営業形態について、消費者としても安心感を持って利用したいです。これらの食品営業者等に対するHACCPに沿った衛生管理について、具体的にはどのような助言・指導を行っていくのか教えてください。

○生活衛生課食品監視グループ 北條グループリーダー

昨今、フードチェーンの発展に伴い、テイクアウトやデリバリー、ネットスーパー等で販売される食品にも、調理してすぐに販売されるもの、製造工場と販売店が異なるもの等消費者に届くまでの工程も多様化しています。例えばスーパー等で販売されることが多い広域に大量流通する食品を製造する大規模工場等に対してはHACCPに基づく衛生管理がしっかりとできているかの確認が必要ですし、一方でテイクアウトやデリバリーに調理品を供することが多い小規模の飲食店等に対してはHACCPの考え方を取り入れた管理、特に従来はあまり行ってこなかった記録の保存等ができていくかを中心に指導する等が必要と考えます。このように様々な業態があるため、それぞれに応じた適切な監視指導を行うことができるよう、県域保健福祉事務所と生活衛生課で連携していきたいと考えています。

○木村会長

ありがとうございました。太田委員いかがですか。

○太田委員

ありがとうございました。よくわかりました。これからもよろしくお願いします。

○木村会長

ありがとうございました。他にございますか。長谷部委員どうぞ。

○長谷部委員

食品衛生協会の長谷部です。食の安全・安心のために活動しております。今日1つ質問したいのが資料2の20ページに食品衛生監視員とありますが、これは具体的にどういう立場の人なのでしょうか。

ある時期から保健所職員の監視の頻度が減って、代わりに食品衛生協会の指導員が回っている。我々、食品衛生指導員が見る視点と保健所職員の見er視点は異なる。保健所職員では言えることも、同じ営業者仲間である我々では言いにくいものもあり、保健所職員による監視は重要だと思います。HACCPの管理をどれくらいの事業者ができていると思いますか。

○木村会長

今の御質問は食品衛生協会の食品衛生指導員という立場もあって、県の食品衛生監視員という立場もあって、食品衛生監視員の職務はどういうところを目的としてやっているのでしょうかということと、特に最近HACCPが導入されて社会事情が変わっているが、そこで食品衛生監視員の業務を説明してもらって、ここで話を整理したいということです。HACCPについては、義務化されておりますので、やらなければいけないことではあるのですが、その実態も含めて、食品衛生監視員の御説明いただけますか。

○生活衛生課 石川課長代理

まず、食品衛生監視員については、法律に定められており、皆様もご存じかと思いますが、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師のような資格者や大学で畜産学や水産学といったものを修めた者という条件があります。また、地方公共団体職員以外にも国家公務員にも食品衛生監視員はいます。今回の指針でお示ししたとおり、営業者等による自主管理を促進していく方向で考えております。とはいっても、いきなり促進というのは難しいですので、まず、指導的な立場の人を養成するため、人材育成のための講習会や研修会を行い、自主衛生管理を支援したいと考えております。

また、HACCPの現状ですけれども、法的に定められており、やらなければならないという現状ですが、現実には、一部の業者については、記録が欠落している、温度管理ができていないといった十分ではないところがあるとは思っています。そういった部分については、食品衛生監視員が適宜、監視し、丁寧に指導を行い、HACCPに沿った衛生管理を進めていかなければならないと考えております。

○木村会長

ありがとうございます。長谷部委員よろしいでしょうか。

HACCPが導入されて3年ですが、津々浦々までということは、なかなか難しいと思います。食品衛生監視員の皆さんや食品衛生協会の指導員の皆さんが、一番御苦労なさっていると思います。浸透

させるには、時間がかかるかと思いますが、指導していただければと思います。

○萩原委員

長谷部委員のご発言は、食品衛生協会が担っている食品衛生指導の現状についての貴重なお話と思いますが、食品事業者の衛生管理の普及や指導を県の食品衛生監視指導により依存するのは、事業者の自主管理を推進する方向とは異なる方向だと思います。また、行政の限られたマンパワーで効率的に監視指導を進めるという視点からも目指す方向ではないと考えます。その意味からも、自主管理を推進し定着させることにより重点を置いて、食品事業者の自主管理を定着させるための取組を充実させ、実施することが重要ではないでしょうか。海外の例をみると、ロンドンでは、オリンピック開催のタイミングで制度化された HACCP 定着に、飲食業種では十年かかったという話もあります。このような、自主管理の定着に向けた取組を是非皆さんと応援していければと思います。

○木村会長

それでは、指針案について、いろいろな御意見をいただきましてありがとうございました。事務局、本日、欠席の委員から意見等ありますでしょうか。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

本日欠席の委員から、御意見等いただいておりません。

○木村会長

本日の議論を踏まえて、答申をまとめたいと思いますが、委員の方から様々な意見がございましたので、答申作成の作業につきましては、事務局が本日の審議を取りまとめた後、私の方で、委員の皆様からいただいた御意見の中から、知事への答申に内容を反映させる御意見を選んで、取りまとめさせていただくこととして、御了解いただけますでしょうか。

(承諾)

次に、指針策定に向けた今後のスケジュールについて、事務局から説明願います。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

それでは、第6次指針策定に向けた今後のスケジュールについて、御説明いたします。まず、審議会からの答申ですが、お忙しいところ大変恐れ入りますが、2月下旬くらいまでにいただきたいと考えております。参考といたしまして、前回、第5次指針策定時の答申書の写しを机上にお配りしております。神奈川県議会厚生常任委員会が3月初旬に開かれますので、案の報告を行いまして、その後、副知事を座長とする「神奈川県食の安全・安心推進会議」を開きまして、いただいた答申を基に、年度末までに第6次指針を決定します。スケジュールの御説明は、以上になります。

○木村会長

第6次指針策定に向けた、今後のスケジュールについて説明がありましたが、何か質問や意見はあ

りますか。それでは、本日の議論を踏まえて、今、説明のありましたスケジュールに沿って、答申をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。今月中に、本日の審議の取りまとめの後、答申書を作成し、知事あてに答申しなければなりませんので、日程の余裕があまりありません。答申までの今後の作業につきましては、委員の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。そこで、はなはだ恐縮ではございますが、答申作成の作業については、私に御一任いただくということで御了解いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(承諾)

それではそのように答申書を作成し、知事あてに答申することといたします。

次に、議題2「かながわ食の安全・安心行動計画（令和7年度版）（案）」について事務局から説明いただいた後、御意見をいただきます。では、事務局から資料の御説明を願います。

○生活衛生課食品衛生グループ 重城主査

生活衛生課食品衛生グループの重城と申します。よろしくお願いたします。

「かながわ食の安全・安心行動計画（令和7年度版）（案）」について御説明させていただきます。資料2をご覧ください。

この行動計画は、第6次指針に基づき、令和7年度に実施する具体的な事業計画となっております。第6次指針は、第5次指針の基本的な考え方を継承していますので、行動計画についても今年度の内容を引き継いでおります。資料中、前年度から変更した箇所については、見やすいようにマーカーを引きました。それでは、来年度の行動計画について、前年度からの変更点を中心に御説明します。併せて、今年度の実施状況について、計画の未達が予想される項目についても、御説明いたします。なお、今年度の行動計画の実施結果については、年度が終わりましたら取りまとめまして、例年7月に開催しております来年度の第1回審議会の議題として上げさせていただく予定です。お配りした参考資料4は、12月末時点での行動計画の実施結果をまとめたものになります。県民向け講座などの受講者数や食育のための食品安全リーフレットの配布状況、X（旧Twitter）のフォロワー数などを載せておりますので、御参照ください。

まず、資料2の1ページをご覧ください。「1 かながわ食の安全・安心行動計画（令和7年度版）の位置づけ」ですが、条例や指針に関する説明を簡潔にしました。

1枚めくっていただき、2ページの図をご覧ください。こちらは、第6次指針の内容に沿ったものに変更しております。

続いて、3ページから6ページは、事業体系図となります。いくつか体裁を整えると共に、指針の内容に沿った表記となるよう修正を行っています。また、4ページの下から5行目に、第6次指針で新たに盛り込んだ「機能性表示食品等に係る健康被害情報の提供の指導」について、追加しました。

7ページからは、個別の取組を具体的に記載しております。7ページ「1 生産者等における自主管理の促進」の「(2) 畜産農家の自主管理の促進」のアですが、指針の表記に合わせて「家畜の飼養衛生管理基準」としました。続いて、「(3) 漁業者等の自主管理の促進」8ページのア～ウについて、それぞれ実際に行っている取組に沿った表現に改めました。

次に、「2 生産者等に対する指導等の実施」の「(1) 農業者等に対する指導等の実施」についてで

す。農薬販売者への立入検査について、本年度は、当該事業への国交付金減額のため、立入検査を一部中止し、代替として資料配布等の周知に注力しました。また、ウェブを活用した効果的な指導を行うため、来年度の計画数を120件に見直しました。続いて、「(2) 畜産農家等に対する指導等の実施」の9ページ「ア 動物用医薬品、飼料の適正使用の推進」の薬剤耐性菌発現状況調査について、今年度は検体の対象となる細菌が分離できなかったため計画未達となる見込みです。続いて「(3) 漁業者等に対する指導等の実施」の10ページ「ウ 貝毒原因プランクトンのモニタリング及び貝毒検査」の項目の貝毒検査について、今年度は検体採取予定地の二枚貝の生育不良により検体が確保できないため計画未達となる見込みです。10ページから11ページにかけての「(4) 農林畜水産物等の放射性物質検査及び指導の実施」について、説明文を「国が示す検査計画の基本的な考え方を踏まえて」とし、指針の表記と合わせました。

11ページから12ページにかけての「3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」、12ページの「4 遺伝子組換え作物との交雑等の防止」については、変更点はございません。

13ページから15ページにかけては、「5 食品営業者等における自主管理の促進」の取組になります。14ページの「(2) と畜場における自主管理の促進」について、文言を修正しております。「(3) 公立学校における自主管理の促進」について、行動計画の実施結果に記載の文言に揃えて、「学校」の前に「公立」の文字を追加しました。その他の取組については、変更点はございません。

15ページから20ページにかけては「6 食品営業者等に対する監視指導等の実施」の取組になります。はじめにリード文を指針の表記に合わせ修正しました。また、「(1) 食品営業施設等に対する監視指導」について、食品営業者等への指導内容を指針の表記に合わせ、「食品への異物混入や微生物による汚染等の危害発生を未然に防止するよう」としました。続いて16ページの「(2) と畜場、食鳥処理場等に対する監視指導」の「イ 食鳥処理場等の監視指導」をご覧ください。食鳥処理場及び届出食肉販売業の監視指導について、HACCPに沿った衛生管理に対応した監視指導を行うために、今までは何回かに分けて確認していた事項を1回の監視指導の時間を長めに取って確認することにしたため、来年度の計画数を18件としております。続く17ページの「イ 食肉及び食鳥肉の動物用医薬品等の検査」の動物用医薬品等の検査についてです。と畜場に搬入された家畜について、と畜後の食肉の検査を行っておりますが、近年、と畜検査頭数が減少しているため、来年度の計画数の見直しを行いました。次に「(4) 流通食品等の抜き取り検査等」の「ア 食品等の検査」について、流通食品等の抜き取り検査の来年度の計画数を1,374検体としています。これは、先に説明した動物用医薬品等の検査数減と、この後、説明させていただく輸入食品の検査数増を反映したものととなります。18ページの「(5) 食品中の放射性物質への対応を推進する取組」について、変更点はございません。続いて「(6) 輸入食品の安全性確保を推進する取組」の19ページ、「イ 輸入食品の抜き取り検査」について、検査部門との調整し、来年度は計画数を13検体増やして402検体にしました。「(7) 食品等の自主回収時の指導等」については、取組内容を反映した表題へと修正しました。続きまして「(8) 機能性表示食品等に係る健康被害情報の提供の指導」については、第6次指針に新たに盛り込んだため、新設しております。1枚おめくりいただき20ページの「(9) 違反発見・苦情相談時の対応」について、3つ目の○の部分ですが、指針の表記に合わせ修正しました。

「7 製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」21ページの「(3) 食の安全・安心に関する調査研究」のアについて、食品衛生に関する幅広い内容の中からテーマを決めて調査研究を行っていますので、表題を「食品衛生に関する調査研究」に変更しました。

21 ページから 23 ページにかけての「8 食品表示の適正の確保の推進」については、今年度と同様に取り組みます。

続いて、24 ページから 27 ページにかけての「9 情報の共有化の推進」について、「ア かながわ食の安全・安心基礎講座等の開催」の 2 つ目の表の「食の安全・安心ラボ」ですが、お子様から大人まで幅広い年齢層に参加していただいているため、表題を「大学生を対象とした食の安全・安心ラボの開催」から「大学の学園祭での食の安全・安心ラボの開催」に変更しました。

また、25 ページの「エ 小学生への食の安全・安心の情報提供」について、具体的なページの名称を追記しました。

最後に 27 ページの「10 関係者による意見交換の促進」について、今年度と同様に取り組みます。

「かながわ食の安全・安心行動計画（令和 7 年度版）（案）」の説明は以上になります。

○木村会長

ありがとうございました。指針に基づく行動計画ですので、審議会から意見を述べたいと思います。

発言をお願いしたいのですが、資料の名称と該当ページ数を明確にしてから御発言いただけますでしょうか。では、上野委員お願いします。

○上野委員

資料 2 の 8 ページの農薬販売者への立入検査について、ウェブを活用した効果的な指導を行うため立入検査数を見直しとありますが、具体的には、ウェブを活用するとはどのようなことなのでしょうか。

○木村会長

事務局お願いします。

○瀧埜農業振興課長

こちらについては、立入検査全てをやめてしまうわけではなく、チェーン店を対象にしています。チェーン店では、店舗の陳列などはほぼ同一の管理をしているため、例えばあるドラッグストアチェーンは県内に 400 店程度ありますが、1 件ずつ立入検査をしても隣の店舗では改善されていないということがありますので、本部を交えて、立入検査結果を共有し、系列の店舗でも改善が期待されるという取組です。

○上野委員

今のお話を聞いて、本社を経由して、立入検査の結果を共有すると理解しましたが、よろしいでしょうか。

○瀧埜農業振興課長

チェーン店ですと、各店舗を集めて行う会議がございますので、そういったところに参加し、共有させていただきたいと考えております。

○上野委員

わかりました。ありがとうございます。

○木村会長

ありがとうございました。では、吉田副会長どうぞ。

○吉田副会長

質問と要望があります。まず、質問で、資料2の26ページのケに県内保健所設置市との情報共有、コに県内市町村と連携した情報提供の項目があります。それぞれ、情報交換について、今は自然災害や色々な問題があり、初動対応が重要になります。こういった場で、いざという時に備えた、例えば避難所における食中毒等の話し合いはされているのですか。

もうひとつは要望です。今回ホームページをリニューアルされてとてもよくなったと思いますが、具体的にどのように活用されていくかが大切です。25 ページのエには小学生への情報提供について記載されており、15 ページのイには教職員等対象の研修講座開催とあります。ホームページをどのように活用していくかということ研修講座の機会などで先生方に伝えると、実際に活用していただけるのではないかと思います。また、子供たちや先生からホームページ利用の感想を収集していただければと思います。そういう双方向がしやすい場で情報収集をすると有効と思います。

○木村会長

どうもありがとうございました。では、まず質問の方から御回答いただけますか。

○生活衛生課 石川課長代理

26 ページについては、あくまで保健所設置市ですので、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市を対象としており、保健所を持たない市町村については、こちらでは想定しておりません。御質問いただいた避難所における食中毒の対策につきましては、常日頃、保健福祉事務所が市町村に食中毒の予防の方法などを指導しておりますので、各市町村では食中毒対策について承知いただいていると認識しております。

○吉田副会長

ありがとうございました。

○木村会長

もう1つは要望で、小学生と教職員へのアプローチですが何かございますか。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

食育安全リーフレットを小学6年生に配布しておりますので、その際に各学校あてに文書を発出しています。来年度は、ホームページをぜひ御活用くださいという内容を加えて、周知を行おうと考えております。また、食育安全リーフレットの配布に合わせて、小学校の先生に向けてアンケートを行っています。そのアンケート項目に、ホームページを見ての感想を加えようと思っております。

○木村会長

ありがとうございました。その他に何かありますか。齋藤委員お願いします。

○齋藤委員

私は「食育」の活動として小学校で講話する授業をしています。リニューアルしたホームページは理解しやすく、色彩も綺麗で、動画やクイズも作成されているので、活用させていただいています。新たに作っていただいたということで、とても感謝しています。他団体にも利用するように紹介いたします。

○木村会長

ありがとうございました。ホームページのリニューアルについて、早速御活用いただいているということで、とてもポジティブな結果だと思います。この議題について、特になければ、これで終了とさせていただきますと思います。本日、欠席の委員から意見等ありますでしょうか。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

本日欠席の委員から、御意見等いただいております。

○木村会長

次に、今ちょうどお話しがありましたホームページの件について、事務局から説明をお願いします。

○生活衛生課食品衛生グループ 柳主査

生活衛生課食品衛生グループの柳と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料3の説明をさせていただきます。

第1回審議会で報告しておりました「かながわの食の安全・安心」ホームページのリニューアルについて、令和7年1月16日よりリニューアル公開しましたので、概要を御報告します。資料にホームページの二次元コードを載せておりますので、御参照ください。

はじめに、「1 ページ構成」について御説明します。資料3の2ページから3ページにかけて、トップページの画面を、4ページから7ページにかけてキッズ向けページの画面を載せましたので、併せてご覧ください。

まず、トップページとその下層に7つの主要テーマページを設けまして、県の標準のホームページ作成ツールでなく、デザインの自由度が高い特殊ページにて作成しました。主要テーマは、県民の関心の高い事項や食品関連事業者がよく閲覧する事項から選定し、資料に記載の1から7としました。2ページの真ん中あたりをご覧ください。主に県民向けのテーマ1から4を並べました。その下にキッズページを、さらに下に主に事業者向けのテーマ6と、法令や県の施策のページであるテーマ7を並べて、ホームページの閲覧者が、知りたい情報を見つけやすいように配置しました。さらにその下には、「かながわの農・畜・水産物」のバナーを置き、クリックするとそれぞれの魅力を紹介するページに飛ぶようにしました。

また、キッズページにも力を入れました。4ページをご覧ください。キッズページ前半は食中毒予

防について、解説しています。「02 どうして食中毒になるの？」では、「身近にかくれているかもしれない、食中毒の原因になるものを探してみよう！」と題して、食中毒の原因になりやすい食材や料理の絵を載せました。それぞれの絵の右下にある虫眼鏡のボタンをクリックするとモーダルウィンドウという、画面の上に別のウィンドウがでてきて、バーベキューであれば、腸管出血性大腸菌の写真と予防方法が表示される工夫をしております。続いて、「03」には、食中毒予防の3原則を分かりやすく学べる80秒ほどの動画を作成し載せました。また、難易度別の食中毒に関する2択のクイズを掲載し、楽しく学べるようにしました。

キッズページ後半は、「食品表示について学ぼう！」と題して、食品表示について解説しています。「02 大切な食品表示のこと」では、食品表示という言葉を知らない子どもでも、食品表示とは何か分かるよう50秒ほどの動画を作成し載せました。その下の「03 食品表示のどこをみればいいのか？」では、クッキーの表示を例に、それぞれの表示欄の右端の虫眼鏡のボタンをクリックすると、モーダルウィンドウがでてきて、その欄にどういうことが書かれているのかの解説が出てくるようにしました。その下には、食中毒クイズと同じ形式で、食品表示に関するクイズも作成しました。また、ページ内の難しい漢字にはすべて振り仮名を振りました。

全ての特殊ページの上部には、緊急性の高い重要な情報や、アクセス数の多い免許ページへのリンクをまとめて配置し、ページをスクロールしても常に固定して表示されるようにしました。また、主要7ページの最後には、よくある質問とその回答を掲載しました。

以上が新しく作成した特殊ページになりますが、さらに下層のページについては、特別な知識がなくても編集可能なツールである県CMSにて作成し、特殊ページからリンクで飛ぶようにしました。これにより、緊急性の高い情報や、リスクコミュニケーション事業など更新頻度の高い情報の発信を、従来どおりタイムリーに行うことができるようにしました。なお、目に見えない部分ではございますが、検索エンジンにて当該ホームページが上位に表示されるように、検索キーワードについて業者と協議しながら設定を行っております。

次に、「2 今後の対応」について御説明します。YouTube 動画広告といったインターネット広告やX等を活用し、積極的に広報を行います。また、ホームページについて、インターネット検索の分析ツール等を用いて検索キーワードの妥当性等を検証し、改善を行ってまいります。さらに、「食の安全・安心に関するアンケート」により県民からの意見を募集し、改善を行ってまいります。

ホームページリニューアルの御説明は以上になります。

○木村会長

ありがとうございました。ホームページのリニューアルについて報告いただきました。今の報告に対して、御質問などがありましたら御発言ください。上野委員どうぞ。

○上野委員

前回の審議会のときに、神奈川県の特産品を盛り込んでいただきたいと発言しました。それが反映されて、すごくよくできているなと思います。わかりやすく、とてもよいホームページだと思います。順番について、県民からのニーズが高いものを優先していることは今の説明を聞いてわかったのですが、最初にホームページを見たときにはなんでこの順番なのだろうと思いました。食品添加物とかは結構一般消費者の懸念材料だと思うので、アクセスが多いのではないかと思います。行政

が伝えたいと思うことを優先するという考え方もあります。そのあたりについて、議論してもらえればと思います。

○木村会長

ありがとうございました。まずは作ったということで、配置は今後お考えいただくということでしょうか。リスクコミュニケーションの中で、関心はないけれども、伝えたほうがよいというものもあると思うので、状況に合わせて変えていただければと思います。

○齋藤委員

今お話しがあった、食品添加物について、消費者の多くはすごい関心があります。このホームページはわかりやすく、すぐに検索できるというのはすごくよくできているなと思っています。トップページに特別問題点が出た場合、その状況に合わせて考えれば良いと思います。

○木村会長

はい、橋本委員どうぞ。

○橋本委員

やはり、昨今、スマホ文化になっているので、二次元コードは非常にアクセスするにはよいツールだと思います。二次元コードを様々なところに利用していただいて、例えば冷蔵庫に貼るマグネットとかに二次元コードを入れて、何か気になったときにすぐアクセスできるような、そういったことをしていただければと思います。

○木村会長

ありがとうございました。その他ございますか。事務局、本日、欠席の委員から質問等ありますでしょうか

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

本日欠席の委員から、御意見等いただいておりません。

○木村会長

これで、本日予定していました内容は終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○生活衛生課食品衛生グループ 國友グループリーダー

事務局から伝達事項がございます。本日の議事録につきましては、事務局で作成しまして、委員の皆様にお送りしますので、お手数ですが、内容確認等の御協力をお願いいたします。

○大島生活衛生課長

皆様、長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。指針、行動計画

について、いただいた御意見を参考にいたしまして、しっかりと取り組んでまいります。ホームページについてのお話でもありましたが、作って終わりではなくて、指針もそうですけれど、作ったということでほっとしてしまいがちなのですが、実はゴールではなくて、スタートラインだということを肝に銘じて取り組んでまいりますので、引き続きよろしく申し上げます。それでは、これもちまして令和6年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。